

# 【重要事項説明書】

清滝の郷のご案内  
(令和 8 年 8 月 1 日)

## 1.施設の概要

### (1)施設名称等

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ・施設名     | 清滝の郷                  |
| ・開設年月日   | 令和 5 年 2 月 1 日        |
| ・所在地     | 福岡県古賀市薦野 1413 番 6     |
| ・電話番号    | (092) 946-3778        |
| ・FAX 番号  | (092) 946-3775        |
| ・管理者名    | 安部 豊二                 |
| ・介護保険事業所 | (4073601165 号)        |
| ・サービス種類  | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 |

### (2) 目的

第 1 条 この規定は、社会福祉法人瀧仙が設置運営する清滝の郷（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保健法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による施設介護サービス費の支給に係る者その他政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。

#### (運営方針)

施設は、「介護が必要になっても、その人らしい毎日を」「施設に入っても、自宅にいたときと同じような暮らしを」そうした利用者様、ご家族の願いを、施設職員が新しいケアの手法で実現していく、ユニットケアシステムを導入していくことで、利用者様の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持、向上を目指すケアを行っていきます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

尚、提供するサービスの第三者評価は実施致しておりません。

### (3)施設の職員体制（基準人員）

- |          |            |
|----------|------------|
| ・管理者     | 1 名        |
| ・医師      | 1 名以上（非常勤） |
| ・看護職員    | 2 名以上      |
| ・介護職員    | 14 名以上     |
| ・生活相談員   | 1 名以上      |
| ・機能回復訓練士 | 1 名以上（兼任）  |
| ・介護支援専門員 | 1 名以上      |
| ・（管理）栄養士 | 1 名以上      |
| ・その他     |            |

夜間につきましては、2 ユニット介護職員 1 名となっております。

#### (4)入所定員等

- ・定 員：10 名
- ・個室：10 室

## 2.サービス内容

- ①ケアプランの作成(3泊4日以上の利用時のみ)
- ②食事(朝食8時15分・昼食12時00分・夕食18時00分)
- ③入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応)  
週に2回以上。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④介護
- ⑤機能訓練(生活リハビリ程度)
- ⑥相談援助サービス
- ⑦理美容サービス
- ⑧その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。詳しくは、ご相談ください。

## 3.利用料金

### (1)基本料金

#### ① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定区分により利用料が異なります。また介護保険制度の改正により変動もあります。

以下は1日あたりの自己負担分です。

(施設サービス費・夜間職員配置加算：18単位

・サービス提供加算(Ⅲ)：6単位を含みます。)

※古賀市は地域区分が7級地の為1単位当たりの単価が10.17円です。

- ・要介護1：728円(1,456円/2,184円) ・要支援1：535円(1,070円/1,605円)
- ・要介護2：796円(1,592円/2,388円) ・要支援2：662円(1,324円/1,986円)
- ・要介護3：871円(1,742円/2,613円)
- ・要介護4：942円(1,884円/2,826円)
- ・要介護5：1,011円(2,022円/3,033円)

\* ( ) 内は2割/3割負担の金額です。

#### ② 居住費 880円から2,066円

在籍中は外泊の有無にかかわらず算定されます。尚、当施設では特別な室料は徴収していません。

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払い頂く居住

費の上限となります。)

③ 食費 300 円から 1,545 円／日

医師の判断により、3 食とも絶食された場合には食費は徴収致しません。  
尚、食費は 1 日あたりの料金となっており、1 食毎の料金は下記の通り  
ですが、介護負担限度額の認定を受けている場合は認定証に記載され  
ている額が 1 日にお支払い頂く食費の上限となります。

朝食 435 円      昼食 560 円      夕食 550 円

④ 送迎加算 184 円(368 円/522 円)／片道

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行う事が必要と  
認められた利用者に対して、その居宅と施設との間の送迎を行う場合  
上記料金が加算されます。

⑤ 生産性向上推進体制加算

令和 8 年 5 月 1 日より「生産性向上推進体制加算Ⅱ」を算定します。  
10 単位/月が算定されます。

⑥ 介護職員処遇改善加算

令和 8 年 6 月 1 日より「介護職員処遇改善加算Ⅰロ」を算定します。  
基本サービス費の合計に 17.6%を乗じて加算されます。

(2) その他の料金

① クラブ活動希望者によるフラワーアレンジメント材料費・・・実費

② 理美容代・・・・実費

⑦ 電気代（電気毛布やテレビ等を持ち込まれた場合、50 円／日）

電子機器を持ち込まれる場合は前もって必ずご相談下さい。

(3) 支払い方法

- ・ 毎月 10 日までに、前月分の利用料が算出し、請求書を送付しますので、  
当日末日までにお支払い下さい。お支払いの際、領収書を発行致します。  
原則、領収書の再発行は致しません。
- ・ お支払い方法は、清滝の郷事務窓口にて現金でお願い致します。（16 時  
30 分まで、日、祭日を除く）又、銀行振り込みにても対応致しております。

4.協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。  
利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応出来る様にしています。  
入所期間中、急な発病等によりこれら医療機関での受診が必要となった場  
合、健康保険証が必要となります。施設ご利用期間中は、ご利用者様ご本

人の健康保険証を施設にお預け下さい。

・協力医療機関

・名称 有吉病院

住所 福岡県宮若市上有木 397-1

・協力歯科医療機関

・名称 香椎あいあい歯科医院

住所 福岡県福岡市東区香椎駅前 1 丁目 13-24 アイノビル 2F

当施設での対応が困難な状態に、又は専門的な対応が必要となった場合には、責任をもって適切な機関を紹介しますのでご安心下さい。

## 5.施設利用に当たっての留意事項・禁止事項

### 面会：

午前 8:30 から午後 8:00 迄、面会時は、1F 受付前にある面会表にご記入下さい。

### 外出・外泊：

外出・外泊届を記入し、ご家族が責任をもってご同行下さい。

### 飲酒・喫煙：

施設内での飲酒、及び決められた場所以外での喫煙を禁止します。

### 所持品等の持ち込み：

テレビ・冷蔵庫の持ち込みは、事前にご相談下さい。

### 金銭・貴重品の管理：

多額の金銭及び貴重品は、持ち込み禁止です。小遣い程度の金銭は、事務所で預かり致します。

### 外泊時等の施設外での受診：

外泊時の受診は、受診前に必ず当施設にご連絡下さい。

### パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの禁止：

利用者・家族にあつては、職員に対する身体的及び精神的な行為によるパワーハラスメント・セクシャルハラスメントを禁止します。職員及び他の利用者の心身に危害が生じる恐れのある場合であつてその危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった時、サービス契約を解除することが出来ます。

営利行為・宗教の勧誘・一切の政治活動の禁止：

当施設では、多くの方に安心して日常生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、一切の政治活動」等、迷惑のかかる行為を禁止します。

## 6.災害対策

当施設では、非常災害対策に備える為、防災及び避難訓練に関する計画を作成し、年2回(夜間想定含む)以上の避難、その他必要な研修及び訓練等を実施しています。

又、平常時の対応(必要品の備蓄など)、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する事業継続計画を策定しています

- ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置
- ・ 消防計画 消防署へ届出済み
- ・ 避難訓練 年2回

## 7.感染症等対策

当施設では、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の対策委員の開催及び感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止の為の研修及び訓練を実施しています。

又、平常時からの備え(備蓄品の確保など)、初動対応、感染拡大防止体の確立に関する事業継続計画を策定しています。

## 8.虐待防止・不適切ケア防止の対応

当施設では、虐待または虐待が疑われる不適切ケアの防止の為の対策を検討する委員会開催及び虐待防止の為の研修を定期的の実施しています(身体拘束等不適切ケア防止の為の対応も同様)。

又、万一虐待及び虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長を責任者として速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認を行います。

当施設では、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は行いません。

## 9.苦情及び相談窓口

当施設では、施設内に苦情受付窓口を設置しております。

### ○苦情受付担当者

施設長 安部 豊二

介護主任 野上 恵子

電話 092-946-3778 FAX 092-946-3775

### ○第三者委員

当施設では、以下の方を第三者委員に選任し、サービスに対するご意見な

どをいただいています。

苦情やご意見は「第三者委員」に相談することができます

永末 清文 0947-22-1434

北崎 文隆 090-5087-9003

なお、下記のとおり市町村、国保連合会でも苦情受付を行っております。

(苦情受付連絡先)

|               |                      |                       |
|---------------|----------------------|-----------------------|
| 古賀市役所健康介護課    | 介護保険係 (092) 942-1144 | 古賀市庄 205              |
|               | FAX (092) 942-1154   |                       |
| 福岡県国保連合会      | (092) 642-7800       | 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号  |
|               | FAX (092) 642-7852   |                       |
| 福津市介護保険係      | (0940) 43-8191       | 福津市中央 1 丁目 1 番 1 号    |
|               | FAX (0940) 43-3881   |                       |
| 宗像市介護保険係      | (0940) 36-4877       | 宗像市東郷 1 丁目 1 番 1 号    |
|               | FAX (0940) 36-2410   |                       |
| 久山町健康福祉課      | (092) 976-1111       | 糟屋郡久山町大字久原 3632       |
|               | FAX (092) 976-2463   |                       |
| 宇美町健康福祉課      | (092) 934-2243       | 糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号 |
|               | FAX (092) 933-7512   |                       |
| 新宮町健康福祉課      | (092) 962-0239       | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1 丁目 1-1    |
|               | FAX (092) 962-0725   |                       |
| 志免町介護福祉課      | (092) 935-1001       | 糟屋郡志免町志免中央 1-1-1      |
|               | FAX (092) 935-2456   |                       |
| 粕屋町介護福祉課      | (092) 938-8835       | 糟屋郡粕屋町駕与 1 丁目 1-1     |
|               | FAX (092) 938-3150   |                       |
| 須恵町健康福祉課      | (092) 932-1151       | 糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地     |
|               | FAX (092) 933-6626   |                       |
| 篠栗町役場高齢者福祉課   | (092) 947-8888       | 糟屋郡篠栗町大字田中 1 番 1 号    |
|               | FAX (092) 947-7977   |                       |
| 糟屋広域連合粕屋支部    | (092) 652-3111       | 糟屋郡久山町大字久原 3168-1     |
|               | FAX (092) 652-3106   |                       |
| 福岡市東区福祉・介護保険課 | (092) 645-1071       | 福岡市東区箱崎 2 丁目 54-1     |
|               | FAX (092) 631-2191   |                       |
| 福岡市西区福祉・介護保険課 | (092) 895-7063       | 福岡市西区内浜 1 丁目 4-1      |
|               | FAX (092) 881-5874   |                       |

## 10.その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

## 11. 預り金規定について

当施設では、入所中における緊急病院受診に係る診察料及び薬代、又、  
頭髪理容・テレビカード購入代などについては、個人負担となっております。  
このため、入所時に短期から長期にかけて小口現金として1万から3万程度の預り金を申し受けます。

退所時に小口清算後残額を全額返金致します。この際使用した小口現金  
の明細書及び領収書を添付致します。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し本  
書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷「短期入所生活介護・介護予防短期入  
所生活介護サービス」

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、短期入所生活介  
護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

|      |   |
|------|---|
| 契約者名 | Ⓔ |
| 住 所  |   |
| 電話番号 |   |

|      |   |
|------|---|
| 代理人名 | Ⓔ |
| 住 所  |   |
| 電話番号 |   |
| 続 柄  |   |

\*成年後見人制度をご利用されている方は、いずれかに○を付けて下さい。

( 後見人 保佐人 補助人 )

